

山東省特許保護条例

2005年5月16日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

山東省特許保護条例

(2005年5月16日山東省第9期人民代表大会常務委員会第28回会議採択)

第1章 総則

第1条 特許出願者、特許権者の合法的權益及び社会の公共利益を保護し、市場經濟秩序を維持し、發明創造、技術革新を奨励し、科学技術の進歩及び經濟の發展を促進するため、「中華人民共和国特許法」等の法律、法規に基づき本省の実情に照らし本条例を制定する。

第2条 本省の行政区域内における特許管理、特許紛争の行政処理と調停、特許に関する違法行為の調査、処分等の特許の保護業務に対し本条例を適用する。

第3条 特許出願者、特許権者の合法的權益は法律によって保護される。

如何なる単位または個人も、他人の特許権を侵害、盗用、詐称してはならず、他人の特許権侵害、特許の盗用行為または詐称行為に便宜を提供してはならない。

第4条 県級以上の人民政府は特許の保護業務に対する指導及び宣伝を強化し、社会全体の特許意識を高め、特許の保護に関する法律、法規を厳格に執行し、特許の保護業務における重大な問題を協調して処理するものとする。

第5条 県級以上の人民政府の特許業務を管理する部門（以下、「特許管理部門」という）は本行政区域における特許の管理業務を行ない、且つ本条例を組織的に実施するものとする。

科学技術、經濟貿易、對外經濟貿易、公安、税関、工商行政管理、品質技術監督、ニュース出版、放送テレビ等の部門は、各自の職責に基づいて特許保護業務を行うものとする。

企業、事業単位及びその他の関係組織は特許業務の制度を構築し、特許の保護業務を行うものとする。

第6条 省の特許管理部門は関係専門家を招聘して特許の保護と関係する技術コンサルティング、鑑定を行わなければならない。

第7条 特許管理部門は公開、公平、公正の原則を遵守し、法に基づき特許紛争を処理、調停し、他人の特許を詐称又は非特許を特許であると詐称する行為を調査、処分しなければならない。

特許法律執行官は法に基づく職務の履行は法律によって保護される。

特許法律執行官は当事者の技術機密及び營業機密に対し守秘義務を負うものとする。

第2章 特許の管理

第8条 特許権が付与された単位は法に基づき發明者または創作者に対し資金及び報酬を支払わなければならない。報酬は現金、株式、株収益または当事者が約定した方法で支払うことができる。

第9条 如何なる単位及び個人も特許製品及び特許方法を宣伝、推薦販売する場合、当該特許権の有効な証明文書を明示しなければならない。

広告の中に特許に係わる内容がある場合、広告主は広告の経営者、発布者に特許管理部門で作成された特許証明書を提供しなければならない。提供しない場合は、広告の経営者、発布者は設計、製作、代理サービスまたは当該広告の発布をしてはならない。

第10条 如何なる単位または個人も他人の特許を実施するため、書面による実施許諾契約書を締結しなければならない。契約書の発効日から3ヶ月以内に国務院の特許行政部門が授権した特許管理部門に登録手続きを行うものとする。

第11条 特許代理、コンサルティング、評価、情報などの仲介サービス機構を設立するためには、省の特許管理部門の許可を受けた後、登記管理機関に登録を申し立てなければならない。特許技術、製品の展覧会、展示会、推薦会、交易会を開催する場合、同級の特許管理部門に登録をしなければならない。「特許」という名称を持つ単位は、登記管理機関の同級特許管理部門の同意を得なければならない。

第12条 特許仲介サービス機構及びその職員は法に基づき独立的、客観的、公正的に仲介サービスを行わなければならない。虚偽報告書の作成、当事者との共謀による不正な利益の取得、特許権者及びその他の当事者の合法的権益と社会の公共利益の損失に従事してはならない。

第13条 下記に示す場合の一に該当するとき、関係する主管部門に対し省の特許管理部門が認定した特許文献検索機構に作成された特許の検索報告書を提出しなければならない。

- (1) 重大な科学研究及び新技術、新製品のプロジェクトを申請する場合。
- (2) 特許技術、製品、設備の輸入貿易に従事する場合。
- (3) 特許技術、設備を投資または企業設立を申請する場合。
- (4) 科学技術の成果を評価する場合。

技術、製品、設備の輸出貿易において輸入国または地区の特許権に係わる場合は、省の特許管理部門が認定した特許文献検索機構に特許の検索報告書を提出するよう求めることができる。

第14条 下記に示す場合の一に該当するとき、省の特許管理部門または授権した区を有する市の特許管理部門は特許の真実性、相関性、有効性を認定しなければならない。

- (1) 申請する区を有する市級以上の科学技術、経済計画のプロジェクトの中に特許権がある場合。
- (2) 特許権を投資または特許資産を評価する場合。
- (3) 税関に特許権の保護を求める場合。
- (4) 企業の設立、国外技術の導入または国外から材料提供による加工が特許権に係わる場合。
- (5) 法律、法規に規定された他の場合。

第3章 特許紛争の処理及び調停

第15条 特許権者の許諾なしにその特許を実施して特許権侵害紛争が発生した場合は、当事者の協議により解決される。協議を望まない又は協議が成立しなかった場合は、特許権者又は利害関係者は人民法院に提訴することができ、特許主管部門に処理を求めることもできる。

特許主管部門に特許権侵害紛争の処理を求める場合は、省の特許管理部門またはその認定した区を有する市の特許管理部門に受理される。

特許管理部門は申請書を受けた後、審査を経て受理の条件に適合すると認めた場合、7日以内に立案して受理しなければならない。受理の条件に適合しないと認めた場合、7日以内に請求者に受理しないことを通知し且つ理由を説明しなければならない。立案して受理すると決定した場合、特許管理部門は立案して受理した日から5日以内に申請書の副本を被請求者に発送しなければならない。

第16条 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理において特許権有効の原則を遵守しなければならない。

特許権侵害紛争の処理において被請求者は無効宣告を申請し且つ特許再審委員会に受理された場合、特許管理部門に処理中止を求めることができる。特許管理部門は被請求者の申請した中止理由が明確に成立しないと認めた場合、処理中止をしないことができる。

第17条 特許管理部門は特許権侵害紛争を処理するため、関係者を組織して合議しなければならない。

第18条 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理において審理の時間と場所を事前に当事者に通知しなければならない。

特許管理部門の通知を受けた後、当事者は正当な理由なしに時間通りに通知された場所に来ない、または許可なしに自ら中途退出した場合には、請求者である場合は自動的に処理を撤回したものとされ、被請求者である場合は審理官は欠席審理し且つ処理決定を下すことができる。

第19条 特許権侵害紛争の処理において当事者は自分の主張に対し証拠の提出義務を有し、証拠は相手方当事者の反対尋問を経て、案件の事実を認定する根拠とされる。

特許権侵害紛争が新製品の製造方法に係わる場合、同一の製品を製造する単位または個人はその製品の製造方法が特許方法と異なることを証明しなければならず、実用新案の特許に係わる場合、特許管理部門は特許権者に國務院特許行政部門が作成した検索報告書を提出するよう要求することができる。

特許管理部門は当事者に提供された証拠を全面的、客観的に審査、確認しなければならない。

第20条 特許管理部門は特許権侵害紛争を処理する必要に応じ調査を行うとき、下記に挙げる職権を行使することができる。

- (1) 当事者と証人に質問する。
- (2) 案件と係わる契約書、図面、帳簿等の資料を検閲、複製する。
- (3) 侵害可能な製品を登記し且つサンプル証拠を収集する。
- (4) 侵害製品を製造し及び特許方法を使用する可能性のある場所を実地調査する。
- (5) 案件と関係する物品及び施設を実地検査し、撮影、録画する。

当事者または関係者は調査に協力し且つ関係資料を提供しなければならず、証拠を偽造、移転、廃棄してはならない。

第21条 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理において立案後4ヵ月以内に処理決定を下さなければならない。特別な状況があり期間延長が必要な場合は、省の特許管理部門に許可を得なければならない。

特許管理部門の下した処理決定書または人民法院の下した判決書が発効後、同一の行為者が同一の特許権に対し再び同一の侵害行為を実施した場合、特許管理部門は立案受理を決定した日から15日以内に直ちに侵害行為を停止するよう命ずる処理決定を下さなければならない。

第22条 特許管理部門は侵害行為が成立すると認めた場合、侵害者に直ちに侵害行為を停止するよう命ずることができる。侵害者は不服がある場合、処理通知書を受領した日から15日以内に「中華人民共和国行政訴訟法」に基づき人民法院に訴えることができる。侵害者が期限満了後、提訴しない且つ侵害行為を停止しない場合、特許管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第23条 特許管理部門は下記に示す方式で侵害者に直ちに侵害行為を停止するよう命ずることができる。

(1) 侵害製品を製造する者に対し製造を停止するよう命じ、侵害製品を製造する専用型、専用設備を封印保存し、且つ既に製造した侵害製品を使用、移転してはならず、または如何なる形でも当該製品を市場に投入してはならない。

(2) 特許方法を使用する者に対し使用を停止するよう命じ、当該特許方法を使用する専用型、専用設備を封印保存し、且つ既に特許方法の実施により直接的に得た製品を使用、移転してはならず、または如何なる形でも当該製品を市場に投入してはならない。

(3) 侵害製品または特許方法の実施により直接的に得た製品を販売する者に対し販売を停止するよう命じ、且つ未販売の侵害製品または当該特許方法の実施により直接的に得た製品を如何なる形でも移転してはならない。

(4) 侵害製品または特許方法の実施により直接的に得た製品を許諾販売する者に対し販売の意思表示（注：例えば広告、陳列、展示会での展示など）を停止するよう命じ、且つ如何なる実際の販売行為も行ってはならない。

(5) 本省に輸入の侵害製品または特許方法の実施により直接的に得た製品を投入した者に対し、使用または如何なる形でも当該製品を移転してはならないことを命ずる。

第24条 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理において、処理決定を下した日から5日以内に処理決定書を上級の特許管理部門に登録しなければならない。

第25条 特許権者または利害関係者は輸出入の製品がその特許権を侵害したと認めた場合、特許管理部門及び税関に保護するよう求めることができる。

第26条 特許管理部門が特許権侵害紛争の処理に要した費用は責任側により負担され、当事者は両方とも責任がある場合、責任の大小により負担される。

第27条 特許管理部門は当事者の請求に応じ、下記に挙げる特許紛争に対し調停を行う

ことができる。

- (1) 特許権侵害の賠償額に係わる紛争。
- (2) 特許出願権及び特許権の帰属に係わる紛争。
- (3) 発明者、創作者の資格に係わる紛争。
- (4) 職務発明の発明者、創作者の資金及び報酬に係わる紛争。
- (5) 発明特許出願が公告された後から特許権付与以前に発明を実施したにもかかわらず適当な費用を支払わないことに係る紛争。

前項第(5)号に規定した紛争は、特許権者は特許管理部門の調停を求める場合、特許権付与後に行うものとする。

第28条 当事者は特許管理部門に調停を求める場合、書面にて申請書を提出しなければならない。単独で特許権侵害の賠償額について調停を求める場合、当事者は関係する特許管理部門に下された侵害行為が成立すると認めた処理決定書も提出しなければならない。

第29条 特許管理部門は調停申請書を受けた後、7日以内に申請書の副本を被請求者に発送し、且つ調停申請書の副本を受領した日から15日以内に意見陳述書を提出するよう要求しなければならない。

被請求者が意見陳述書を提出しかつ調停に同意した場合、特許管理部門は調停の3日前に調停の時間と場所を請求者及び被請求者に通知しなければならない。

被請求者が期限過ぎても意見陳述書を提出しないまたは意見陳述書の中で調停を受けないと表明した場合、特許管理部門は請求者に調停を行わないことを通知しなければならない。

第30条 調停を経て協議が成立した場合は特許管理部門は調停書を作成し、協議が成立しなかった場合は取消の形で案件を終結させなければならない。

第4章 他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為の調査、処分

第31条 特許管理部門が法に基づき他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為の調査、処分を行う場合、関係単位及び個人は協力しなければならず、拒絶または妨害してはならない。

第32条 特許管理部門は他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為を調査、処分する時、下記に挙げる職権を行使することができる。

- (1) 当事者及び証人に質問する。
- (2) 案件に係わる製品のサンプル証拠を収集する。
- (3) 他人の特許を詐称する行為又は非特許を特許であると詐称する行為に係わる物品と施設を現場で検査、撮影、録画又は登記して保存する。
- (4) 他人の特許を詐称する行為又は非特許を特許であると詐称する行為に係わる契約書、図面、帳簿等の資料を査閲、複製する。
- (5) 他人の特許を詐称する行為又は非特許を特許であると詐称する行為に係わる活動を調査する。

第33条 特許管理部門は他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称す

る行為を告発する制度を構築、改善し且つ告発方法を公布しなければならない。

如何なる単位及び個人も特許管理部門に他人の特許を詐称する行為及び非特許の特許であると詐称する行為を告発する権利を有する。他人の特許を詐称する行為及び非特許の特許であると詐称する行為を告発した功績のある者に対し、特許管理部門は報奨を与えるものとする。

特許管理部門は告発人に対し守秘義務を守らなければならない。

第34条 他人の特許を詐称する行為又は非特許の特許であると詐称する行為の事実が明らかで、証拠が確実な場合、法に基づき現地で行政処罰の決定を下し又は当事者が法に基づき公聴会を要請する場合を除き、特許管理部門は立案した日から7日以内に行政処罰の決定を下さなければならない。引き続き調査、証拠収集が必要な場合、立案した日から3ヶ月以内に行政処罰の決定を下さなければならない。特別な状況があり期間延長が必要な場合は、省の特許管理部門に許可を得なければならない。

第35条 他人の特許を詐称する行為又は非特許の特許であると詐称する行為をなした場合、特許管理部門は行為者に期限を指定して下記に示す是正措置を取るよう命じ、且つ公告する。

(1) 製造、販売する製品及びその包装に他人の特許番号を表示し又は特許表示のある非特許製品を製造、販売した場合は当該特許表示及び特許番号を廃棄する。特許表示及び特許番号は製品と分離困難な場合は当該製品を廃棄する。

(2) 広告又はその他の宣伝資料の中で他人の特許番号又は非特許技術を特許技術であると詐称した場合、当該広告を直ちに停止し、当該宣伝資料の頒布を停止し、相応の範囲内で公開で謝罪し未頒布の宣伝資料は没収される。

(3) 契約書の中で他人の特許番号を使用し又は契約書の中で非特許技術を特許技術であると詐称した場合、直ちに契約の相手に通知し契約の関連内容を変更する。

(4) 他人の特許証書、特許文書、特許出願文書を偽造、変造したり又は特許証書、特許文書、特許出願文書を偽造、変造した場合、直ちに当該違法行為を停止しその偽造、変造した特許証、特許文書又は特許出願文書は没収される。

(5) その他の必要な是正措置を講じる。

第5章 法的責任

第36条 本条例の規定に違反し他人の特許を詐称する行為をした場合は、特許管理部門は違法所得を没収し、違法所得の3倍以下の罰金を併科することができ、違法所得がない場合は5万元以下の罰金を科すことができ、犯罪に該当する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

非特許の特許であると詐称した場合、特許管理部門は5万元以下の罰金を科すものとする。

第37条 単位又は個人が他人の特許を詐称する行為又は非特許の特許であると詐称する行為のために便宜を提供した場合、特許管理部門は是正を命じ、是正を拒絶した場合、1千元以上1万元以下の罰金を科すものとする。

第38条 特許法律執行官が法に基づき職務を履行することを拒絶、妨害した場合、公安

機関は「中華人民共和国治安管理法」に基づき処罰し、犯罪に該当する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

第39条 特許仲介サービス機構及びその職員が虚偽報告書の作成、当事者と共謀し不正な利益の取得をした場合、特許管理部門又は登記管理機関は法に基づき処理し、当事者に経済的損失を与えた場合、賠償の責任を負わなければならない。

第40条 特許法律執行官が特許の管理業務において下記に示す行為の一があり犯罪に該当する場合は、法に基づき刑事責任を追及し、犯罪に該当しない場合は、法に基づき行政処分を行うものとする。

- (1) 当事者の人身権、財産権及びその他の合法的権益を侵害した場合。
- (2) 賄賂を要求し受取った場合。
- (3) 案件の経費又は侵害案件の処理費を転用、横領した場合。
- (4) 他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為をした単位又は個人を庇護又は放任した場合。
- (5) 他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為を行う単位又は個人に内通し、調査、処理の逃避を幫助した場合。
- (6) 当事者の技術機密又は経営機密を漏洩した場合。
- (7) その他の法律、法規の違反行為をした場合。

第41条 特許管理部門が社会に特許製品を推薦する等の経営活動に参加した場合、上級機関又は監察機関は是正し、影響を排除するよう命じ、違法収入がある場合は没収し、情状が重い場合、直接担当者及びその他の直接責任者に対し法に基づき行政処分を行う。

第6章 附則

第42条 本条例は2002年7月1日から施行する。1998年8月14日山東省第9期人民代表大会常務委員会第3回会議において採択された「山東省特許保護条例」は同時に廃止する。